

小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行について

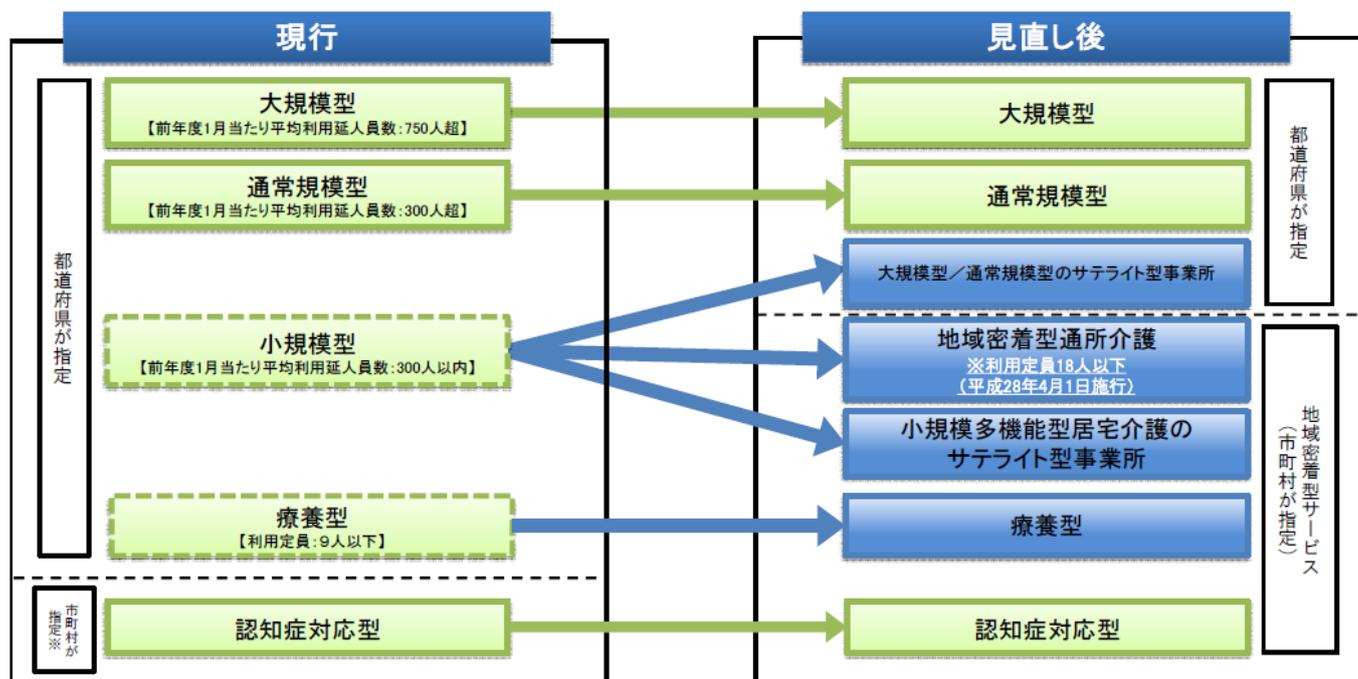
(基本的枠組み)

○ 小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型サービスに移行する。

○ また、小規模な通所介護事業所の移行については、通所介護（大規模型・通常規模型）事業所や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行することも選択肢の一つである。

○ 利用定員 9 名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスへ移行する。

小規模通所介護の移行について



※地域密着型サービス

※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等

- 事業所の指定・監督
- 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
- 運営推進会議への参加 等

※地域密着型サービスは、市町村が指定を行うに当たって、関係者の意見の反映や当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる

参考：厚生労働省老健局 全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議資料（平成 27 年 12 月 22 日）